

# 令和8年度 いじめ防止基本方針

福岡海星女子学院高等学校

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。そこで、「いじめ防止対策推進法」第13条及び第22条の規定、福岡県が定める「福岡県いじめ防止基本方針」（平成30年2月16日改定）に基づき、生徒一人一人の安全・安心を守るとともに、健やかな成長を実現し、笑顔あふれる学校生活を送れるよう、福岡海星女子学院高等学校（以下、「本校」）は「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう」（「いじめ防止対策推進法」第2条）。ただし、いじめられていても本人がそれをいじめと認識していない、加害生徒の好意から行った行為が相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、いじめには多様な態様があることを踏まえて、委員会で適切に対処するものとする。

## 3. 本校におけるいじめ防止等のための目標

- ① いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにし、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境を整える。
- ② カトリックの教えを通して、隣人への配慮を忘れることがないよう指導する。
- ③ いじめを受けた生徒等の生命及び心身の保護が特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携しながら、いじめの問題を克服する。

## 4. いじめの未然防止のための取り組み

### （1）基本的考え方

国のいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取り組みの充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

## (2) いじめの未然防止のための取り組み

### ① いじめを生まない教育活動の推進

いじめがどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題防止については、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく。

- ・すべての生徒に対する「いじめは許されないこと」の理解の促進
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己肯定感・自己有用感を感じられる学校生活づくりの推進

### ② カトリック教育の推進

他者を愛し、命を大切にすることをカトリック教育を推し進め、心の涵養をはかる。

### ③ 生徒理解と教育相談体制の整備

- ・いじめの問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー等の専門家を配置し、学校の教育相談機能の向上に努める。
- ・県と連携し、ホットライン 24 相談窓口や市町村の相談窓口、学校の相談窓口等の周知徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ・教育相談体制の充実のため、関係機関・団体との連携をより一層強化する。

### ④ 教員研修の充実

- ・いじめの問題に関する教職員の資質向上を図るため、学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

### ⑤ 保護者・地域等への働きかけ

- ・保護者が法に規定された責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことが出来るように、県と連携し、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など家庭への啓発活動を推進する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など、家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

### ⑥ 加害生徒に対する適切な懲戒指導

- ・いじめ加害者に適切な懲戒処分を実施することにより、いじめの再発防止といじめ拡大防止に努める。

## 5. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### (1) 基本的考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組む。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員

と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。また、生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることで、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出すことができるものとする。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ① いじめについての共通理解

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所でおこなわれたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、全教職員がいじめを積極的に認知することが必要である。そのため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議等で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図るとともに非常勤講師や部活動指導員等にも周知する。また、生徒に対しては、講堂朝礼やホームルーム活動などで学校長や教職員がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

本校のカトリック教育を通じた宗教教育や人権教育を充実することで、平日頃より他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。キリスト教的隣人愛を通して、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

### ③ 早期発見のための取組み

未然防止の取組が成果を上げているかどうかについては、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っていく。生徒の欠席・遅刻などを意識しながら、日常的に生徒の行動の様子を意識的に把握するとともに、時宜に適したアンケート調査(クラス・部活動)、個人懇談の充実、連絡簿等の活用、保健室やスクールカウンセラー・保護者との連携等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見や実態把握に積極的に取り組む。

## 6. いじめ事案への対処

### (1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」で対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒の社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等とも連携し、対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、情報を共有する。その後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの有無の確認を行う。また、非常勤講師や部活動顧問・部活動指導員等がいじめを発見または通報を受けた場合も同様の対応を行う。

事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係を聴取し、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員の連携の下、保護者やスクールカウンセラー等の協力も得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒が健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、「情報」の授業や情報モラル教育を通して理解を求めていく。

#### (7) いじめの解消

いじめが解消されたかどうかの判断は、「いじめ防止対策委員会」において「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」ことが確認できた状態で校長が判断する。なお、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を引き続き行う。

### 7. 重大事態への対処

「重大事態」とは、次に掲げる場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第1号）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（同 第2号）

欠席日数は年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する

#### (1) 重大事態の発生と調査

いじめ行為の詳細期間（いつから）、該当者（誰から）、内容（どのような態様）であったか、学校・教職員がどのように対応したのか事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、私学振興課と連携をとり福岡県知事へ報告する。調査にあたっては私学振興課と協議しつつ調査組織を設置する。また、必要に応じて専門知識を有し

た第三者を交え、客観的事実を明確にすることに努める。

## (2) 調査結果の提供及び報告

調査の状況については、いじめられた生徒や保護者に対し必要な情報を適切に提供するとともに、その結果とともに学校等の組織的課題を見直し、再発防止策も含めて福岡県私学振興課の指導の下、福岡県知事へ報告する。その際、対象生徒・保護者からの所見書や他の生徒のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分に配慮し報告する。

## 8. いじめ防止等のための組織

(1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。そのため、本校におけるいじめ防止等のため「いじめ防止対策委員会」(以下「委員会」)を組織する。「委員会」は、次の各員を以て構成する。

- 校長
- 副校長
- 教頭
- 教頭(生徒指導部長)
- 宗教部長
- 学年主任
- 該当クラス担任

また、必要に応じて養護教諭・スクールカウンセラーに加え、心理や福祉の専門家といった外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に努める。

(2) 「委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核であり、以下の役割を担う。

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りに関する事
- ② いじめ防止に向けた自体的な年間計画の作成に関する事
- ③ いじめの相談・通報を受け付ける窓口に関する事
- ④ いじめの疑いに係る情報収集と記録、共有に関する事
- ⑤ 関係機関や専門機関との連携に関する事

## 9. いじめ基本方針に基づく各取り組みの年間計画(令和8年度)

月	いじめ未然防止の取り組み	いじめ早期発見の取り組み	主な職員研修	評価・分析
4月	新入生オリエンテーション 講堂朝礼(2回)	登校指導 スクールカウンセラー	グラウンドデザイン いじめ防止基本方針 新任者研修 県私学入門部会	本年度計画作成
5月	宗教朝礼(1回)	登校指導 スクールカウンセラー	職員研修	
6月	講堂朝礼(4回)	登校指導 スクールカウンセラー	県私学役職部会・代表者会 ・推進会 保護者研修(保護者会)	
7月	講堂朝礼(1回) 三者面談	いじめアンケート	職員研修 職員宗教研修	一学期の評価
8月		教育相談 登校指導 スクールカウンセラー	県私学実践部会 県私学夏期研修会 カトリック学校中堅職員研修 職員研修(いじめ)	
9月	講堂朝礼(4回)	登校指導 スクールカウンセラー		
10月	講堂朝礼(2回) 宗教朝礼(1回)	学校満足度調査(クラス・部活) 登校指導 スクールカウンセラー	職員研修 県私学代表者会	
11月	講堂朝礼(2回) 慰霊祭	いじめアンケート 教育相談 登校指導 スクールカウンセラー	県私学いじめ対策研修・推進会	
12月	講堂朝礼(1回) 宗教講演会 三者面談	登校指導 スクールカウンセラー	県私学特別支援研修	二学期の評価
1月	講堂朝礼(3回)	登校指導 スクールカウンセラー		
2月	講堂朝礼(2回) 静修会	いじめアンケート 教育相談 登校指導 スクールカウンセラー		
3月	講堂朝礼(1回)	登校指導 スクールカウンセラー		年間総括と次年度の課題

以上